関西電力グループは、事業運営の透明性・健全性を確保しつつ、持続的な企業価値の向上を実現するために、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上重要な取組みと位置づけ、その実現に努めています

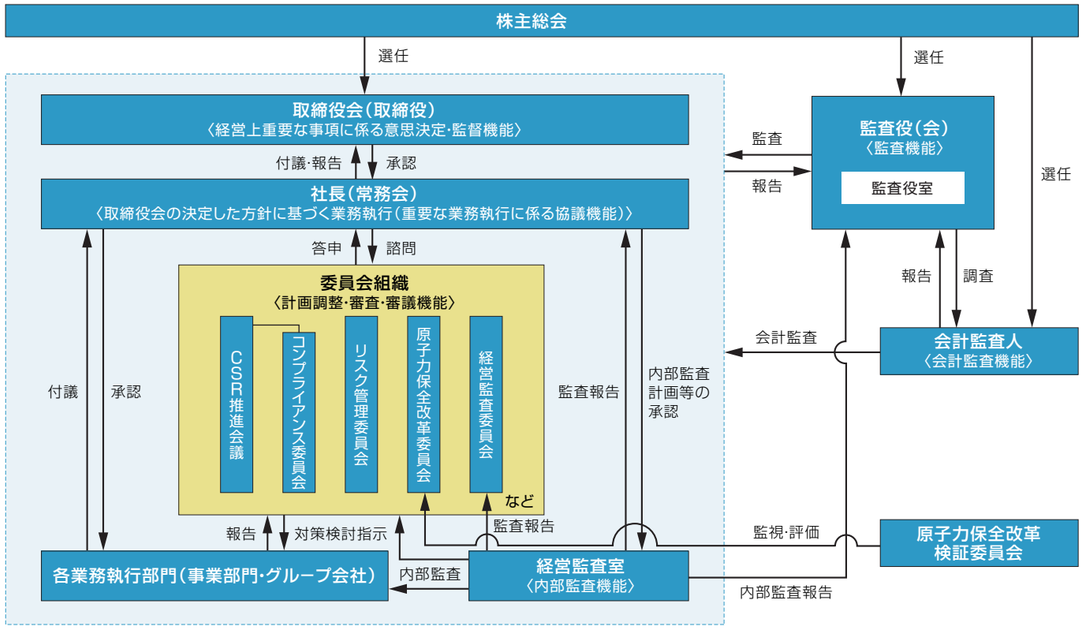

基本的な体制

当社は、株主総会から経営の負託を受けた取締役会のもとに、常務会および各種委員会を置き、職務の執行を適正に行うとともに、監査役、監査役会および会計監査人を置き、職務の執行が適法・適正かつ妥当であることを、それぞれの立場から確認する体制をコーポレート・ガバナンスの基本としています。

重要事項の審議・決定と適正な業務執行

定例取締役会を毎月1回、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営上の重要な事項について審議・決定するとともに、定期的に取締役の職務の執行状況等に関する報告を受け、取締役を監督しています。

また、重要な業務執行については、迅速かつ適切な意思決定を実現するため、役付取締役により構成する常務会を原則週1回開催し、効率的かつ効果的な会社運営を実施しています。

さらに、経営の執行機能と監督機能を分離し、業務執行の迅速性と効率性を高めるために、執行役員制を導入しています。

なお、取締役19名のうち3名を当社との間に特別の利害関係がない社外取締役とし、経営の透明性を確保しています。

監査の透明性・健全性確保

監査役は、取締役会や常務会など重要な会議に出席し、意見を述べ、取締役から経営上の重要事項に関する説明を聴取するとともに、主要な事業所やグループ会社の業務と財産の状況などを調査し、取締役の職務執行について適法性や妥当性の観点から監査することで、事業運営の透明性と健全性を確保しています。さらに代表取締役などとの間で定期的に会合を設け、意見を交換しています。

また、監査役と監査役会の職務を補佐するために、監査役室（13名）を設置しています。これは監査実務や監査役会の運営などに専任する組織で、その独立性を担保するために監査役直轄とし、当社グループの業務執行に係るいかなる職務も兼務していません。

なお、監査役7名のうち4名を当社との間に特別の利害関係がない社外監査役とし、監査の独立性を強化しています。

各種委員会による適正かつ円滑な業務遂行

経営全般にわたる重要な業務に関する方針、実施計画等について、執行の適正化と円滑化を図るため、「計画調整」、「審査」、「審議」の3つの機能を中心とした各種委員会組織を設置し、常務会の意思決定や各部門の業務遂行を支援しています。

●CSR推進会議

CSR推進に関する総合的方策の策定を検討する「CSR推進会議」を設置し、関西電力グループがCSR推進において柱とする行動を定めた「CSR行動原則」や、行動原則に沿った個人レベルでの具体的な行動規範を定めた「CSR行動規範」を策定するなど、CSRを確実に果たしていく取組みを推進しています。

また、推進会議の下部組織として社外の弁護士を含めた「コンプライアンス委員会」を設置し、さらにコンプライアンスの相談を受け付ける「コンプライアンス相談窓口」を社内外に設置するなど、従業員の法令・倫理遵守と、風通しのよい企業文化の醸成に努めています。

●リスク管理委員会

事業活動にともなうリスクについては、「関西電力グループリスク管理規程」に基づき、各業務執行部門が自律的に管理することを基本とし、組織横断的かつ重要なリスクについては、必要に応じてリスクの分野ごとに専門性を備えたリスク管理箇所を定め、各業務執行部門に対して、助言・指導を行うことでリスク管理の強化を図っています。

さらに、リスクを統括的に管理する「リスク管理委員会」を設置し、当社グループの事業活動にともなうリスクを適切なレベルに管理するよう努めており、こうしたリスク管理体制のもと、金融商品取引法の定める適正な財務報告およびその信頼性の確保に積極的に取り組んでいます。

●原子力保全改革委員会・原子力保全改革検証委員会

美浜発電所3号機事故の再発防止対策を確実に推進し、安全文化を醸成するために、社内に「原子力保全改革委員会」を設置し、再発防止対策の実施計画のチェックや調整、進捗状況の分析、フォローとともに、安全・安定運転のための重点施策の検討を行っています。

また、社外委員を主体とした「原子力保全改革検証委員会」を設置し、再発防止対策や安全文化醸成活動の実施状況について客観的かつ総合的に監視・評価しています。

なお、各委員会での活動状況については、ホームページ等を通じて広くお知らせするなど、透明性の確保にも留意しています。

●経営監査委員会

品質・安全に関する経営上の諸問題を幅広く共有・審議し、社外の見識や情報を取り入れ、公正で専門的な立場からグループ全体の内部監査の適正を保つため、「経営監査委員会」を設置しています。

また、内部監査の専任組織として「経営監査室（42名）」を設置し、リスク管理体制とリスクの管理状況などについて、定期的に監査するとともに、内部監査計画とその結果について常務会に付議・報告しています。各職場は監査結果を踏まえ、必要な改善活動を進めるなど、適正な業務運営に努めています。

なお、経営監査室、監査役および会計監査人は、コーポレート・ガバナンスの重要な担い手として適宜、連絡を取り合いながら監査を実施するとともに、監査計画や監査結果について意見を交換するなど、互いに緊密な連携を維持しています。

企業集団としての業務の適正確保

グループ会社に対しては、「関西電力グループ経営ビジョン」や「関西電力グループCSR行動憲章」などの経営の基本的方向性や行動の規範について浸透を図るとともに、グループ会社管理に関する社内規程に基づき、グループ会社における自律的な管理体制を支援、指導することによって企業集団の業務の適正を確保しています。

また、グループ会社における重要な意思決定については、当社が事前に関与するとともに、経営状況を定期的に把握することによって、グループ全体の企業価値の毀損を未然に防止するよう努めています。